

宇部市海水浴場使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市の海水浴場である白土海水浴場及びキワ・ラ・ビーチ（以下「海水浴場」という。）の利用促進及び活性化のため、宇部市所有の土地で行う行為の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の原則)

第2条 市長は、市の業務に支障を及ぼさない範囲において、土地の使用を希望する団体及び個人が（以下「申請者」という。）が企画し又は実施する各種イベントや出店等（市の主催事業は除く。）で海水浴場の利用促進に資すると認められるときは、土地の使用を許可することができる。

(使用申請)

第3条 申請者は、あらかじめ海水浴場内行為許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、使用日の6か月前の日の属する月の初日から使用日の7日前までに申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(使用許可の通知)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかに申請者に対し、申請書又は海水浴場内行為不許可書（様式第2号）により通知するものとする。

2 同一時期に複数の申請があったときは、原則として先着順とする。

3 市長は、第1項の規定により使用を許可する通知をした後であっても、市の業務に支障が生じた場合その他やむを得ない事情があると認めたときは、当該通知を取り消すことができる。

(使用許可基準)

第5条 市長は、申請書の提出があった場合において、イベントや出店の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、土地の使用を許可することができない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 営利を目的としたものであるとき。ただし、海水浴場の利用促進につながるものには除く。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、企業、政党又は宗教活動について支援し、公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (5) 土地の形状を変化させ、又は今後の使用に支障をきたすおそれがあると認められるとき。
- (6) 一般の利用者の妨げとなるおそれのあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、土地の使用について市長が不適切であると認めたとき。

(使用期間)

第6条 貸出期間は、原則として、各種イベント及び出店等の開催期間及びその前後の日とし、最長7日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用料)

第7条 使用料は宇部市都市公園条例に準拠する。

(使用内容の変更)

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、申請内容に変更がある場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書の記載どおりに使用すること。
- (2) 使用期間を超えて使用しないこと。
- (3) 安全配慮には万全を期すとともに、今後の使用に支障をきたすような使い方をしないこと。
- (4) 第三者に転貸しないこと。
- (5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用許可の取消)

第10条 使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、使用許可を取り消すことができる。

(原状回復)

第11条 使用者は、土地を損傷したときは、自らの責任と負担により、補修、修繕その他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

2 補修又は修繕が困難な状態まで損傷している場合は、市長は使用者に対し実費弁償を請求することができる。

(市の責任)

第12条 土地の使用により、使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切の責任を負わない。

(返却)

第13条 使用者は、使用終了時に土地に損傷等がないか十分確認しなければならない。

2 使用者は、使用終了時に市長が土地の補修又修繕が必要と判断し、原状回復を指示したときは、速やかに必要な処置を行わなければならない。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年 7月15日から施行する。